

VpassID 規約

第 1 条 (Vpass の登録)

1. 株式会社 FFG カード（以下、「当社」といいます）は、当社が発行したカード（一部の提携カードを除く）保有者のうち、当社または当社の提携会社などが当社のホームページにおいて「Vpass」の名称で提供するサービス（以下、「本サービス」といいます）を利用するために、本規約を承認のうえ当社が定める方法により Vpass の登録を行なった方、もしくは当社が会員の Vpass 登録を行った方を Vpass の会員（以下、「会員」といいます）とし、当社は会員に対し VpassID（以下、「ID」といいます）を設定します。
2. ID は、会員毎に設定するため、会員が複数のカードを保有する場合には、当社は ID を全てのカードに共通して設定します。但し、個人カードと法人カードは別の ID を設定します。

第 2 条 (ID およびパスワード)

1. 会員は Vpass の登録の際に、自らパスワードを指定するものとします。ただし、当社が会員の Vpass 登録を行った場合は、当社が指定したパスワードを、当社が定める方法により会員に通知するものとし、その場合、会員は速やかに自ら指定するパスワードに変更するものとします。なお、会員が複数の個人カードを保有する場合には、パスワードを全て共通して利用します。なお、パスワードを指定しない場合、当該カードで本サービスを利用することはできません。
2. 会員は、当社が認めた範囲内で ID の変更ができるものとします。ID 及びパスワードが会員の意に反して第三者に知られた場合及び会員が ID またはパスワードを失念した場合、会員は直ちに当社にその旨を通知して当社の指示に従うものとします。
3. 会員は、ID 及びパスワードの管理及び使用について責任を負うものとします。ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者による不正利用等による損害については、当社は一切その責を負わないものとします。
4. 会員は、理由の如何を問わず、ID 及びパスワードを第三者に使用させてはならないものとします。
5. 会員は、ID 及びパスワードが第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。また当社への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。

第 3 条 (提供するサービス)

1. 会員が利用できる本サービス及びその内容については、別途当社から会員に対し開示するものとします。
2. 当社は本サービスの内容を予告なく変更できるものとします。その結果、利用者に不利益が生じても、当社は補償その他の義務を負わないものとします。

第 4 条 (本規約の適用および変更)

当社から変更内容を通知した後に、会員が本サービスまたは登録したカードを利用したときは、会員が変更事項を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第 5 条（変更の届出）

会員は、Vpass 登録申込の際届け出た内容に変更があった場合、すみやかにその旨を当社が指定する方法により届け出るものとします

第 6 条（本サービスの解約）

1. 会員が本サービスの解約を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。
2. 会員が本サービスを利用することにより発生した一切の債務は、本サービスの解約後も何等影響はなく、その処理に必要な限度でなお本規約が適用されるものとします。
3. 会員について以下のいずれかの事由が発生した場合、当社は何らの通知催告を要せず直ちに本サービスを解約できるものとします。
 - (1) Vpass 登録申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 登録したカードが解約された場合
 - (3) 本規約または三井住友カード会員規約に違反した場合
 - (4) 本サービスを 6 ヶ月以上ご利用になっていない場合
 - (5) その他、当社が不適当と判断する行為を行った場合

第 7 条（免責事項）

会員が、ID またはパスワードを使用して商品を購入する場合、当該取引は会員と加盟店との間で行われるものであって、当社はこれに関与するものではありません。当該取引に関する商品の瑕疵、不着、サービス内容の不備等の苦情並びにこれらに起因して生じた損害については、全て会員と当該加盟店との間で解決するものとし、当社はこれについて何ら責任を負うものではありません。

第 8 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 9 条（合意管轄）

本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争については、東京地方裁判所若しくは大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023 年 3 月改定